

京都市訓令甲第 3 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 6 月 29 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 2 総務事務センター長の項第 2 号中「料金」の右に「, 郵便に関する料金  
(後納するものに限る。) 並びにタクシーの運賃及び料金」を加え, 「及びこれら」を  
「並びにこれら」に改める。

附 則

この訓令は, 平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)